

国民文化祭活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、よさこい高知文化祭2026（以下「大会」という。）において、市町村事業の実施を予定している県内文化団体による先催県の国民文化祭の視察に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することで、高知県における事業の実施及びその運営に係る知見等の蓄積を目的とする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、大会において、事業を実施する予定のある県内文化団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- (2) 直近の過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有すること

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、1団体につき2名までの視察に要する旅費のうち、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた経費とする。ただし、高知県の「職員の旅費に関する条例（昭和29年7月12日条例第36号）（以下、「旅費条例」という。）」に基づき算定した高知県庁から開催地の県庁までの2泊3日分の往復旅費を上限とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内において会長が定める額とし、その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市町村又は大会に係る市町村実行委員会（以下「市町村等」という。）を通じて会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認める場合は、直接会長に提出することができる。

- (1) 視察計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 団体調査票（別記第4号様式）
- (4) 団体会員名簿（別記第5号様式）

2 市町村等は、前項の規定による交付申請書が提出されたときは、当該申請内容が市町村事業に関連するものか確認のうえ、副申（別記第6号様式）を添えて会長に送付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請を審査し、

申請が適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 第1条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会、県又は市町村が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと
- (2) 補助金に係る証拠書類の管理については、収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと
- (3) 補助事業の実施にあたっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ補助金変更(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を会長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更は、この限りではない。

- (1) 視察内容の変更
- (2) 視察の中止
- (3) 補助金額の増額
- (4) 補助金額の20パーセントを超える減額

2 会長は、前項に規定する補助金変更(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、15日以内に会長に提出しなければならない。

- (1) 視察報告書(別記第9号様式)
- (2) 収支決算書(別記第3号様式)
- (3) 収支に係る証拠書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して15日以内

に請求書（別記第 10 号様式）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、その日から起算して 15 日以内に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第 11 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）法令若しくはこの要綱の規定又はこれらの規定に基づく処分若しくは指示に違反したとき

（2）補助金を補助事業以外の目的に使用したとき

（3）補助事業に関して不正その他不適當な行為をしたとき

（4）交付申請の内容又は実績報告の内容に虚偽があることが判明したとき

（5）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部の継続が困難と会長が判断したとき

（6）正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間（当該事業の完了の翌年度から 5 年間）保存されていないとき

- 2 会長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

（情報の開示）

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に準じて開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年高知県条例第 34 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限りで、その効力を失う。ただし、第 11 条、第 12 条並びに第 13 条の規定は、同日以降もその効力を有する。

別表（第 7 条、第 11 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。